

デング熱国内感染事例に関する 厚生労働省の対応について

感染症法に基づく蚊媒介性感染症への対応

- **1999年：感染症法制定**
 - デング熱、マラリア、日本脳炎を「(旧)四類感染症」として指定。患者の全数報告を義務付け。
- **2002年：感染症法政令改正**
 - ウエストナイル熱の米国での流行拡大を受け、同疾病を四類感染症に指定
- **2003年：感染症法改正**
 - 新たな感染症の類型「(新)四類感染症」を創設し、蚊媒介性感染症について、積極疫学調査の実施(第15条)、蚊の駆除(第28条)等の措置を適用できることとした。
 - 動物の輸入届出制度を創設(鳥類はウエストナイル熱の臨床症状を示していないことも衛生要件)
- **2011年：感染症法政令改正**
 - チクングニア熱を四類感染症に指定
- **その他**
 - 「ウエストナイル熱等に係る関係省庁連絡会議」の開催(2002年～現在、毎年夏に開催)

(参考) 主な蚊媒介性感染症の届出状況

	デング熱	チクングニア熱	日本脳炎	ウエストナイル熱	黄熱	マラリア					合計
						三日熱	四日熱	卵形熱	熱帯熱	不明熱	
2002年	52	...	8	0	0	35	2	3	38	5	83
2003年	32	...	1	0	0	40	2	6	30	0	78
2004年	49	...	5	0	0	34	1	7	32	1	75
2005年	74	...	7	1	0	25	2	2	38	0	67
2006年	58	...	7	0	0	21	2	4	31	4	62
2007年	89	...	10	0	0	25	0	2	23	2	52
2008年	104	...	3	0	0	18	1	1	35	1	56
2009年	93	...	3	0	0	14	0	1	37	4	56
2010年	244	...	4	0	0	22	1	5	42	4	74
2011年	113	10	9	0	0	29	3	1	44	1	78
2012年	221	10	2	0	0	19	2	4	40	7	72
2013年	249	13	9	0	0	7	2	2	30	7	48

*2013年は速報値。日本脳炎を除き、全て輸入症例。

デング熱国内感染事例に関する厚労省の対応

- 2014年1月10日
 - ドイツ人旅行者(2013年8月末、日本を周遊)の日本国内デング熱感染疑いの報告を受け、全国の自治体を通じ、医療機関に情報提供・注意喚起。同時に、デング熱に関するファクトシートやQ&A(一般向け、医療従事者向け)を公開。
- 1月～8月
 - 厚労科学研究「我が国への侵入が危惧される蚊媒介性ウイルス感染症に関する総合的対策の確立に関する研究」(研究代表者:国立感染症研究所ウイルス第一部 高崎智彦室長)等において、デング熱国内感染事例発生時の疫学調査の実施方法や蚊対策等について、自治体(東京都)の協力を得ながら「デング熱国内感染事例発生時の対応・対策の手引き」の案を策定。また、臨床医向けに「診療ガイドライン」の案を作成したほか、いくつかの医療機関に研究的にデング熱の迅速診断キットを配布。
- 8月27日
 - デング熱の国内感染事例が確認されたことを受け、事案の公表と共に、「デング熱診療ガイドライン」及び「デング熱国内感染事例発生時の対応・対策の手引き」の暫定版、ファクトシート・Q&A(第2版)を全国の自治体に配布
 - その後ガイドライン・手引書を随時改訂(診療ガイドライン:9月3・16日、自治体向け手引き:9月12日)
- 9月6日
 - 東京都・23特別区・関係機関の参加を得て、厚労省主催の緊急対策会議を開催。
 - 住民への注意喚起、ウイルス血症期の患者が蚊に刺された場合の対応等、今後の対策について合意。
- 9月7～9日
 - 渋谷区及び隣接6区と連携し、9公園における蚊のウイルス保有調査を実施(全て陰性)。
 - 9日、19区の担当者等を対象に、蚊の捕集法に関する講習会を実施。
- 9月中旬
 - 迅速診断キットを全国の地方衛生研究所に配布

蚊媒介性感染症に関する現状と近年の主な課題

- 感染症法上、蚊媒介性感染症として、ウエストナイル熱、黄熱、西部ウマ脳炎、チクングニア熱、デング熱、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎、マラリア、野兔病、リフトバレー熱があり、これらはすべて四類感染症に位置づけられている。
- 蚊媒介性感染症であるデング熱について、平成26年8月末に約70年ぶりに国内感染が確認され、以後約150名程度の国内感染症例が確認された。
- 蚊媒介性感染症のまん延防止のためには、
 - ① 平時からの蚊対策
 - ② 患者の的確な診断と適切な医療の提供
 - ③ 迅速な発生動向の把握
 - ④ 発生時の的確な蚊対策 等が重要であるが、近年は感染症対策の一環として平時および国内発生時の蚊対策を行うことが稀となっている現状がある。
- そのため、各自治体においても蚊対策の知見が乏しい等、蚊媒介性感染症対策の充実が喫緊の課題となっている。

今後の方針について

「蚊媒介性感染症に関する特定感染症予防指針」の策定について

- 蚊媒介性感染症の感染症対策を統一的に進めるため、感染症法第11条の規定により、特に総合的に予防対策に取り組むべき感染症に位置づけ、予防の総合的な推進を図るための指針を策定することとしてはどうか。

- 指針の概要案
 - － 当該感染症に係る原因の究明: 積極的疫学調査の実施による迅速・正確な情報の収集及び解析
 - － 発生の予防及びまん延の防止:
 - ・ 平時の蚊対策、予防策に関する国民への普及啓発
 - ・ 発生時の蚊対策
 - － 医療の提供: 早期発見・治療のため、診療ガイドライン等、医療機関への情報提供の実施
 - － 研究開発の推進: 診断検査法の開発と普及、ワクチン・治療薬の開発等
 - － 国際的な連携: 世界保健機関等の国際機関との連携
 - － その他

今後の方針(案)②

「蚊媒介性感染症に関する小委員会(仮称)」の設置について

- 指針の策定にあたり、「蚊媒介性感染症に関する小委員会(仮称)」を感染症部会の下に設置してはどうか。(設置要綱案は別添のとおり)

- 委員の構成(案)
 - － 感染症学
 - － ウイルス学
 - － 疫学
 - － 衛生昆虫学
 - － 医学、臨床医
 - － 地方自治体
 - － リスクコミュニケーション 等

検討のスケジュールについて

以下のようなスケジュールとしてはどうか。

○平成26年10月 小委員会の設置

○平成26年度下半期

- 小委員会を数回開催し、小委案を取りまとめ、感染症部会に報告
- 部会で小委案を検討・了承
- 厚生労働省で指針案を策定、パブリックコメントを実施

○平成27年3月中を目途に 指針を告示・適用